

鳥インフルエンザ関連 中央家保情報 No.105 (29年度-11)
平成30年1月17日

野鳥の高病原性鳥インフルエンザウイルス確認状況

番号	場 所	種 名	回収日	簡易検査	遺伝子検査	確定検査
11	東京都大田区	オオタカ	1/5	陰性	陽性	確定(H5N6 亜型)
12	島根県浜田市	カンムリカイツブリ	1/16	陽性		検査中

今シーズンは、12月までに10例の簡易検査又は遺伝子検査陽性事例があり、島根県の7例が高病原性(H5N6)と確定しておりました。

1月17日、東京都の事例が高病原性(H5N6)と確定したため(国内複数箇所確認)、野鳥の対応レベルが「対応レベル3」に引き上げられました。

今後、寒波等により、野鳥が南下してくることも考えられるため、管内の家きん飼育農家の皆様におかれましては、引き続き、飼養衛生管理基準の遵守、特に、下記事項の徹底をよろしく願います。

記

- 1 防鳥ネットの点検・補修、野生動物の侵入防止対策
- 2 農場および家きん舎出入口等における消毒
- 3 異常家きんの早期発見・早期通報

家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。

問い合わせ先；中央家畜保健衛生所 担当：山脇、森田、鬼塚

TEL：0957-25-1331 FAX：0957-25-1332

Eメ - ル s34510@pref.nagasaki.lg.jp